

仕 様 書

件 名	仕様書番号	7 - 4 3
新町中河原宿舎産業廃棄物収集運搬処分役務	作成年月日	令和 7 年 7 月 1 0 日

1 適用範囲

本仕様書は、新町駐屯地で発生した産業廃棄物の収集、運搬及び処分について必要な事項を定める。

2 場所

群馬県高崎市新町 1 0 8 0 番地 陸上自衛隊新町駐屯地内

3 履行期限

令和 8 年 3 月 3 1 日（産業廃棄物収集運搬は令和 7 年 9 月 3 0 日までとする）

4 一般事項

- （１）仕様書等に明記されていない事項であっても、技術上または、作業完了に必要なとなる当然やるべき事項については、監督官の指示に従い確実に実施する。
- （２）駐屯地内施設内の立入りに関しては、必ず官側立会いの上で実施する。
- （３）作業中は、危険防止・安全管理に留意すること。
- （４）官側の指示する書類については、遅滞無く提出を行う。

5 特記事項

- （１）本仕様の内容について、明記なき事項または疑義を生じた場合については、全て官側と協議すると共に、その指示に従うものとする。
- （２）本作業は、請負業者の責任において、産業廃棄物処理に係る関係法令等を厳守し作業を実施する。
- （３）下記書類については、契約締結後速やかに提出を行う。また、その他官側が指示する書類については、その都度遅滞なく提出を行う。
 - ア 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（※自衛隊様式）
 - イ 産業廃棄物収集運搬業許可証（写し）
 - ウ 産業廃棄物処分業許可証（写し）
- （４）駐屯地施設内の立入りに関しては、必ず官側立会いの上で実施する。

- (5) 本作業の際、運搬車両への積込み等については、全て請負業者により実施する。また、必要となる機材等については全て請負業者において準備するものとし、事前に官側へ連絡した上で使用する。
- (6) 単位 m^3 で単価契約する産業廃棄物については、搬出する際に官側立会いのもと数量を計測する。
- (7) 廃棄物の搬出は、官側立会いの下、未搬出の品目の無いよう留意する。
- (8) 搬出した廃棄物については、請負業者の責任において適切に管理及び処分を実施する。なお最終処分後、マニフェストE票を速やかに提出するものとし、履行期限までに官側に提出を行う。

6 処分品目及び予定数量

No.	品 目	仕 様	予定数量
1	水銀使用製品産業廃棄物	廃蛍光灯・廃水銀灯	0.5 m^3
2	混合廃棄物		1.0 m^3
3	廃プラスチック		2.0 m^3

※処分する予定数量については、全て予定数量とする。